

座談会

地球環境への取り組み

—— 持続的経済成長をめざして



出席者 飯岡 眞一（いいおか しんいち）
丸紅(株) 地球環境・ISO室長

大田原 誠（おおたはら まこと）
日商岩井(株) 環境21室長

加賀山 元（かがやま げん）
三菱商事(株) 環境室長

栗原 富昭（くりはら とみあき）
(株)日立ハイテクノロジーズ 環境管理部長

清水 寿郎（しみず ひさお）
伊藤忠商事(株) 地球環境室長

丸岡 醇也（まるおか じゅんや）
住友商事(株) 地球環境部長

司会 服部 正幸（はっとり まさゆき）
三井物産(株) 地球環境室長

1. 環境法規と商社活動への影響

服部 日本貿易会では地球環境問題に対する世界的な関心が高まるなか、「平成13年度事業計画」の重点施策として「地球環境問題」をとりあげ、地球環境委員会のなかに6つのワーキンググループ(WG)を設け、研究・検討を進めてきた。その具体的な成果として2月14日に「環境行動基準」を発表したが、これを含め活動の成果全体を地球環境委員会報告書として発刊することになっている。本日は、これを機に地球環境委員会での1年の活動を踏まえ、商社の地球環境への取り組みと今後の展望といった点についてお話を進めていきたい。

まず、環境法規と商社活動への影響というテーマで活動いただいた大田原さんにお話をいただきたい。

大田原 環境法規に関しては、商社はあまり関係がないと考えていた。ところがISO14001に取り組んでみると、適用される環境法規が結構あることが分か



大田原 誠

った。そこでWG2では各社の知識を持ちより、商社の本社活動に適用される環境法規の一覧表を作成した。各社の法規遵守のお役に立てていただければと思っている。ISO14001は、われわれの環境リスクに対する目を開かせてくれた。日本の環境関連法規は非常によくできており、およそ法律を守っていれば大体のリスク・マネジメントはできるものと思われる。

ただ、最近の循環型社会への対応として出

てきたリサイクル関係の法律に関しては、果たして地球環境にいいかどうか若干疑問点がある。早い話が、リサイクル製品を作って、その製品が売れなければ、できたものは廃棄物である。そういう意味で中途半端にマテリアルリサイクルをやるのであれば、サーマリサイクル、すなわち燃やして電気にしてしまう方がいいのかも知れない。ただ、国全体がマテリアルリサイクルということで取り組んでいる以上、商社としてもそれに対応した取り組みをしていかなばならないと考えている。

今回WG2では、環境汚染関連の法律および

ISO14001の要求事項

ISO14001には、本文(仕様)と付属書(指針)があり、仕様書には、要求事項が記載されています。原文では、要求事項をshall(～しなければならない、と和訳されている)で表現しており、その数は52あります。

ISO14001の要素は次のとおりです。

- 0 序文
- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 定義
- 4 環境マネジメントシステム要求事項
 - 4.1 一般要求事項
 - 4.2 環境方針
 - 4.3 計画
 - 4.3.1 環境側面
 - 4.3.2 法的及びその他の要求事項
 - 4.3.3 目的及び目標
 - 4.3.4 環境マネジメントプログラム
 - 4.4 実施及び運用
 - 4.4.1 体制及び責任
 - 4.4.2 訓練、自覚及び能力
 - 4.4.3 コミュニケーション
 - 4.4.4 環境マネジメントシステム文書
 - 4.4.5 文書管理
 - 4.4.6 運用管理
 - 4.4.7 緊急事態への準備及び対応
 - 4.5 点検及び是正処置
 - 4.5.1 監視及び測定
 - 4.5.2 不適合並びに是正及び予防処置
 - 4.5.3 記録
 - 4.5.4 環境マネジメントシステム監査
 - 4.6 経営層による見直し

出所：(財)日本品質保証機構

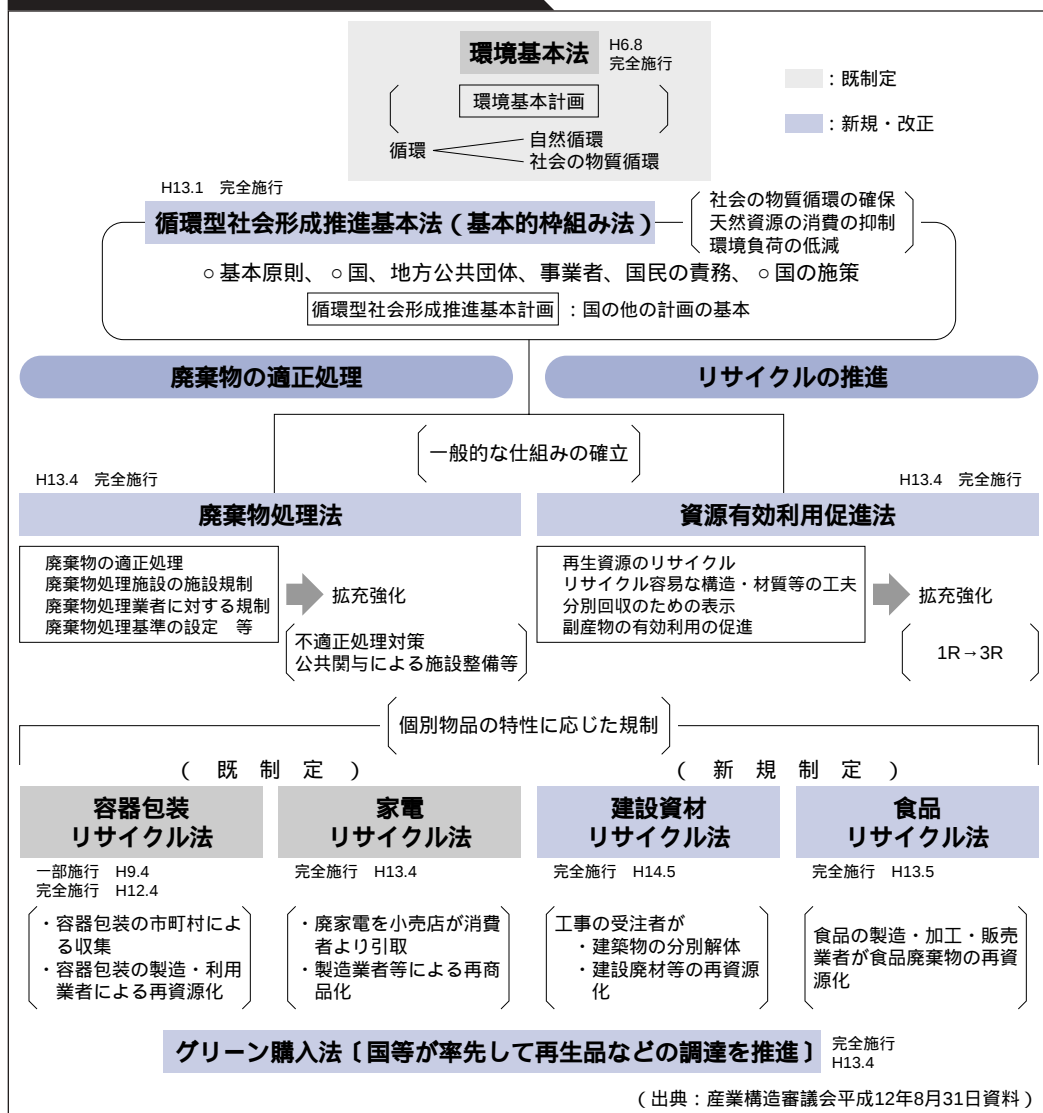
今できているリサイクル法につき、商社がどのような規制を受けているかを検討した。家電リサイクル法については適用範囲は現状では冷蔵庫など4品目に限られている。また、容器包装リサイクル法については当初ガラスびんとペットボトルが適用されていたが、2000年度からは段ボールをはじめとする紙容器製品やペットボトル以外のプラスチック製容器にも適用されている。両者とも輸入品についてもリサイクル義務があることから、適用範囲の拡大が輸入の障害となる懸念もあり、今後の法規制の動向については十分注視する必要がある。

要がある。

ただ、商社本体としては直接、法規制に絡むことはないが、子会社や関連会社などで直接的な事業にタッチしているところが多い。日商岩井でもISO14001の今年の最重点項目として、関係会社の環境リスク対策の確立と徹底をめざしている。

丸岡 大田原さんのお話のように、環境関連法規制は相当整ってきている。ただ、運用面ではまだ課題があると思う。また商社の場合、特に輸入者としての拡大生産者責任との関わ

循環型社会の形成の推進のための法体系



りと、トップランナー方式のような各国の環境規制と貿易との関連動向に注目していく必要がある。

加賀山 企業として、あるいは企業に所属する個人としても環境法規を遵守し、常に環境に配慮しながら商社活動をやっていくとの観点が重要であろう。



加賀山 元

とくに、循環型社会形成への寄与という観点から、現場感覚をも踏まえた立場でよりスムーズな社会形成が進むよう、政府・自治体への積極的な提言は今後とも必要であろう。

2. 環境リスク・マネジメントのあり方

加賀山 この1年、WG4では環境リスク・マネジメントのあり方について意見交換を行った。環境リスクは従来からあったのだが、環境リスク・マネジメントがシステムとしてほぼ定着してきたといえる。すなわち、環境マネジメント・システムの国際規格であるISO14001が96年に発効され、日本でも製造業を中心に認証を取得する企業が相次いだ。現状では非製造業、われわれ商社を含めサービス業、ひいては自治体、研究機関、教育機関等にも認証取得の動きが広がっており、日本の認証取得件数は約8,000件に及ぶ。

ここにお集まりの各社のほか、地球環境委員会のメンバー企業もほぼ全社で認証取得作業を終了しており、今後はこれをさらに改善していく方向で環境リスクに対する問題意識を持続していくことが重要であると考え。商社業界としては、連結決算が重視されるな

ど事業会社をグループとしてみていることの意識が強まっているなかで、環境リスク・マネジメントの導入が、グループ会社に対しての経営責任として各社の環境への取り組みを促し、グループ全体の環境管理を推進するためにも必要である。また、商社業界にとって社員の環境意識を向上させるためにも、負荷の低減、事故の未然防止策としても有効であるとの認識で一致し、その旨が報告書に盛り込まれたわけである。

また、経済産業省から独立した日本貿易保険(NEXI)では、プロジェクト融資の審査基準のなかになんかなり明確に環境というカテゴリーが入ってきており、JBIC(国際協力銀行)も環境ガイドラインを整備しようとしている。そういうことも踏まえて、われわれは日々の事業活動をしていかなければいけない。

栗原 商社はグループのなかになんかいろいろな関係会社を持っている。当社は日立製作所と統合したこともあって製造業部門を抱えている。したがって、環境関



栗原 富昭

連法規については従来以上に十分配慮していかなばならないと思っている。特に、今後、拡大生産者責任という概念があらゆるものに入ってくるものと考えられるので、いまから準備しておく必要がある。

また、先月、経済産業省から化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)を無視した輸入業者が公表された。こういった問題に関しても、グループ経営という立場から、商社という立場だけではなく製造の立場にも立った対応をしていきたいと考えている。

加賀山 数年前まではISO14001の取得についてわれわれの中でも議論があったようであるが、メンバー会社のほとんどが、ほぼそれなりの認識を持ってISO14001の取得をしたのは、環境問題についての関心の高まりなしにはなし得ないことである。そういう意味でこれがひとつのファンデーションになって、うまく活用していけるシステムに育っていけばいいと考える。

清水 環境法規と環境リスク・マネジメントはともに重要なテーマである。皆さん連結ベースで捉えていくということをお話しされたが、まさにその通りで



清水 寿郎

連結ベースで捉えないとコーポレートブランドは維持できない。すなわち、自分たちの事業会社が日本であれ、海外であれ事故を起こした際には、当該事業会社に大きな影響を与えるだけでなく、親会社にも跳ね返ってくる時代である。また、一般市民・世論の意識が非常に高まっており、対応を誤ればわれわれ企業が批判的になりかねない。そうしたことを未然に防ぐためには、まさにコーポレートブランドを守り、連結ベースのリスク・マネジメントをすることが非常に重要である。

服部 当社のなかでもISOの考え方は徐々に広まってきた。環境に限らずリスク・マネジメントあるいはコンプライアンスのやり方かなりISO的なマネジメントの手法が取り入れられており、いい概念を提供していると感じている。

加賀山 日本は、エネルギー資源の9割以上

を海外に依存する国であり、その状況はそう簡単には変わらない。そうしたなかで、われわれ商社が海外の資源を日本に安定的に供給する役割は今後とも変わらない。こうした資源開発案件は環境影響調査が必要な典型的なプロジェクトである。したがって、われわれ商社は資源開発に際して地球規模での環境リスクを十分認識したうえで、それに対する十二分な対策を打っていかなければならず、大きな責任を負っていると考ええる。

3. 京都議定書と地球温暖化対策

丸岡 京都議定書の研究がWG5の主要な研究テーマであった。検討にあたっては、地球環境委員会だけでなく日本貿易会のメンバーにも参考になるようなもので、またその



丸岡 醇也

内容が何か提言的なものが含まれればなおいとのスタンスで臨んだ。

具体的には、2001年7月に開催されたCOP6再開ボン会合およびCOP7での合意事項、国内の制度設計、企業・商社の取り組みの現状および問題点などにつき、会員各社の参考となるよう検討の結果を整理した。

いずれにしても、この問題は時の経過とともに変化が激しく、報告書の内容も位置づけも変わってくるものと思われる。また、京都議定書については、これから日本の批准と発効が現実化していくなかで、各社の取り組みも本格化すると思われるので引き続き地球環境委員会としてもウォッチしていく必要があると考える。

服部 京都メカニズムについては、コンプライアンスの問題と京都メカニズムを使ってビジネス展開をしていくのと2つの面が考えられる。われわれ商社は環境問題の産業的解決をひとつのテーマにしているので、JI（共同実施）やCDM（クリーン開発メカニズム）を実施していくうえで、商社の知恵と経験を生かして問題の解決に協力していきたい。

丸岡 例えば、日本の場合、CO₂の限界削減コストが圧倒的に高くなっており、京都メカニズムを活用して目標を達成していくことはある意味で当たり前のことである。

商社の動きが必要以上にビジネスオリエンテッドだと一部で誤解される面もあるが、商社としてプロジェクトを推進してきたノウハウ、EPC（企画・調達・建設）プランナーとしての機能を考えると、商社はこの面で大きな役割を果たすべきポジションにいるし、ま

たその役割を期待されてもいるのも事実である。

清水 京都議定書は環境関連では、わが国の名前を冠した最初の条約であり、積極的に評価していいと考える。ただ、京都議定書は完璧なものではない。一番の問題点は、途上国が入っていないことである。これに対して、日本はどういう役割と機能を持って改善点を出しうるかがポイントである。具体的には、公害関連で培った技術を活用して、京都メカニズムの次のステップへのサポート的な役割が果たせればいい。

丸岡 確かに石油危機以降、徹底して省エネを進めてきたわが国にとって、2008年から2012年の5年間でCO₂の排出量を90年対比で6%削減するという京都議定書の目標達成は相当苦しいものがある。事実、99年のデータ

京都議定書の概要

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。
- 国際的に協調して、目標を達成するための仕組みを導入（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など）
- 途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。
- 数値目標
 - 対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆
 - 吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入
 - 基準年：1990年（HFC、PFC、SF₆は、1995年としてもよい）
 - 目標期間：2008年から2012年
 - 目標：各国毎の目標→日本 6%、米国 7%、EU 8%等。
先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。

米国は離脱

京都メカニズムについて

- 京都議定書には、費用対効果の良い形で排出削減に取り組むための「柔軟性措置」として、京都メカニズムが盛り込まれている。2001年11月の第7回気候変動枠組条約締約国会議（COP7）において、実施細則が合意され、実施に向けたスキームの骨格が固まったところ。
- 特に、既に十分な省エネルギー対策が推進され、限界削減費用（更なる対策費用）が高い我が国にとって、その活用は京都議定書の目標達成のために不可欠。
- 京都メカニズムは、以下の3つのメカニズムで構成される。
 - プロジェクトによって「追加的に削減される排出量」を移転するクリーン開発メカニズム（途上国と先進国間）及び共同実施（先進国間）
 - 「各国の排出枠と実際の排出量の差分」を取引する排出量取引

では90年対比でEUが4%減少しているのに対して、日本の場合、逆に6.8%増えている。

また、京都議定書が批准・発効され、第一約束期間（2008～2012年）が終わったとしても、途上国の排出量が2010年で先進国の排出量を上回ってしまい、その時点で温室効果が

スが全体として30%近く増えると試算されている。そういう意味で、京都議定書は最初の第一歩でしかなく、気候変動枠組み条約で確認されている先進国と途上国との責任の差異の問題もあるが、途上国をいかに実質的に参加させていくかがポイントになるであろう。

地球温暖化対策推進大綱の概要

温室効果ガスその他区分ごとの対策（例）

エネルギー起源二酸化炭素（±0.0%）

1990年度と同水準に抑制することを目指す

	産業部門	民生部門	運輸部門
省エネ 22百万t- CO ₂ の追 加対策	- 自主行動計画の着実な実施とフォローアップ（経団連自主行動計画は±0%以下に抑制を目標） - 高性能ボイラーや高性能レーザーなどの技術開発及び普及 - 高性能工業炉の導入促進	- 省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入 - 従来対象となっていなかったガス機器等をトップランナー適用機器として拡大追加 - 高効率給湯器の普及促進 - 家庭・業務用エネルギーマネジメントシステムの普及促進	- トップランナー基準適合車の加速的導入、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の開発・普及の加速等 - 高度道路交通システム（ITS）の推進等の交通流対策 - 海運へのモーダルシフト等物流の効率化 - 公共交通機関の利用促進
新エネ 34百万t- CO ₂ の追 加対策	- バイオマス、雪氷の新エネ法への位置づけ - 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定の提案 - 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、バイオマスエネルギー等の導入補助の推進 - 燃料電池、太陽光発電、バイオマスエネルギー等の技術開発・実証試験等の強化		
燃料 転換等 18百万t- CO ₂ の追 加対策	- 老朽石炭火力発電の天然ガスへの転換支援 - 産業用ボイラー等の燃料転換支援 - 天然ガスパイプラインにかかる安全基準の整備		
原子力 の推進	- 安全性の確保を大前提とした原子力の推進 - 核燃料サイクル施設等の立地に係る電源立地地域振興策の推進		
	約462百万t-CO ₂ （↓7%）	約260百万t-CO ₂ （↓2%）	約250百万t-CO ₂ （+17%）

（注）（ ）内は、1990年度の各部門別の排出量からの削減割合

部門毎の排出削減目標量については、様々な条件や前提の下に達成することができると試算される目安として設定するもの。

対策の評価は、エネルギー需給構造全体の観点に立って一定の幅をもって行うべきもの。

事業者等による京都メカニズムの活用も認められており、自らの削減をより費用効果的に達成するために活用されることが期待。

非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（±0.5%）

革新的技術開発および国民各界各層のさらなる地球温暖化防止活動の推進（±2.0%）

代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF₆）（+2.0%）

吸収量の確保（±3.9%）

（注）～ において着実に対策を推進したうえで、不足分については京都メカニズムの活用を検討する

2002年3月19日 地球温暖化対策推進本部決定

例えば、米国は今後10年間で温室効果ガスの排出量をGDP対比で18%削減するとの政策を発表した。この政策の是非は議論の余地があるが、途上国が義務を負わないことを理由のひとつとして京都議定書から離脱した米国の考え方はあながち批判できるものではない。米国の提案を一方的に批判するというのではなく、その意見にも耳を傾けたうえで途上国を参加させ、さらには米国を参加させる手法を模索していくことが必要であると考えます。

服部 次に「環境保全に関する貿易業界の行動計画」のフォローアップの取りまとめを担当した飯岡さんに、概略をお話したい。

飯岡 96年、経団連が地球温暖化対策や循環型経済社会の構築などを主眼に自主行動計画を策定した。日本貿易会も同年11月に「環境保全に関する貿易業界



飯岡 眞一

の行動計画」を策定し、今回は4回目のフォローアップとなった。WG6では、地球環境委員会委員各社に、地球温暖化対策、職場環境の省エネ・省資源、循環型経済社会の構築、環境マネジメントシステムの構築状況、海外事業展開にあたっての環境配慮の5項目に関してアンケートを行い、回答を集計・集約した。

具体的には、電力使用量については2005年度165百万kW、2010年度164百万kW、CO₂排出量については2005年度56,126トン、2010年度54,125トンという見通しを設定している。この見通しを達成するには、どのような手法でやればいいのかは議論の余地があるが、当面はあくまでも見通しであって、目標値ではない。

服部 京都議定書のテーマとともに環境行動計画を取り上げたのは、京都議定書の批准、発効を控えて、96年に策定した環境行動計画を踏襲するだけでいい



服部 正幸

のかという問題意識があったからである。もちろん、経団連全体の環境負荷に対して貿易会の負荷は非常に小さい。しかしながら、絶対的な数字は決して小さいわけではないので、貿易会として何らかの目標設定をするなど、コミットを深めていく必要があるのではないかという問題意識を持ったからである。

飯岡 確かに総合商社は本当に本社ビルの中だけ見ていていいのかというとそうではないはずで、先ほどからお話が出ているように連結ベースで捉えないといけないことや、本社の意思決定がCO₂排出量の増加につながる可能性も踏まえて、スコープ（範囲）をどこで線引きするのか、基準年度をどこに持っていくか、もう一度整理しなおす必要があろう。

丸岡 96年に環境行動計画を策定した当時と現状とを比較すると、温暖化問題に関わる背景と位置づけが異なる。京都議定書の批准に向けた政府の導入ステップでは、2002年から2004年については自主行動計画をベースにして成果を検証することになっている。貿易会として少なくともCO₂排出量の把握の根拠はきちっと抑えておく必要がある。もちろん、目標値が出せればそれに越したことはないが、貿易会として数字をまとめるかどうかについてはなかなか難しいところがあり、今後の検討課題とすべきと思う。



夏休み環境教室〔写真提供：伊藤忠商事〕

清水 お話のように、環境問題を取り巻く状況は大きく変わっている。省エネ法もさらに厳しい方向に改正されようとしている。今回の改正のポイントは業態の如何を問わず、年間600万から1,200万kWhの電力を使用している企業は第二種エネルギー管理指定工場、1,200万kWh以上は第一種エネルギー管理指定工場として規制されることになる。したがって、われわれ商社も年間600万kW以上の電力を使用していれば法律の適用を受けるわけで、非常に商社にとって厳しい状況になってきており、詰めるべき点は多いが、方向としては今までの見通しということから、目標設定に変えていかざるを得ない状況になってきているとの印象を持っている。

4. 環境問題と社会貢献への取り組み

清水 社会貢献というのは確かに捉えにくい



大手町周辺のクリーンアップ活動〔写真提供：丸紅〕

テーマではあるが、商社にとって社会貢献は避けて通れないと考えている。

社会貢献についてのイメージ、解釈等は人によってさまざまであるし、各社によっても事情が違う。また各社において環境関係部署が社会貢献の担当部署ではない場合が多く、自社の社会貢献活動について十分に把握していなかったことなどから、WG3のめざす方向性は必ずしも明確ではなかった。いろいろと議論を進めているなかで、社会貢献に対する意識が高まり、報告書をまとめるだけでなく、具体的に何らかの社会貢献を行おうということになった。



オーストラリア・ビクトリア州植林プロジェクト
〔写真提供：日商岩井〕

当社は、地球環境室で、地域社会との関わりをテーマに9年ほど前から地元の小学校を招いて環境教室を開いてきた。これが、小学校からも喜ばれ、その成果を経団連等の場で発表したところ外部の人にも積極的な評価をいただいたということもあって、今回、社会貢献で教育というものをひとつのテーマとして取り上げようと考えたわけである。われわれのWGで具体的に提案したのは「大学での環境講座開設と運営支援」ということで、大学という教育の場で商社の活動についていろいろと紹介していこうということになっている。

加賀山 当社の環境室は、70年代から社会貢献を手がけてきた社会環境室と地球環境室が合体してできたものである。その関係で経団連の社会貢献委員会にはずっと関わってきている。経団連は2月15日、16日の2日間にわたって社会貢献セミナーを開き、かなりみっちりとした議論を行った。そうした企業の社会に対する責任投資が今後はもっと明確に評価されて、それが企業価値の評価の重要なポイントになるであろう。これは、セミナーに参加したみなさんの共通認識であった。



温室効果ガスを取引するディーリングルーム
〔写真提供：三菱商事〕

そうした世の中の認識の変化をベースに、貿易会の地球環境委員会として、地球環境分野で何か社会に貢献できるものをひとつずつ作り上げて行こうとの認識を持ちながらWGに参加させていただいている。いずれにしても、大学での環境講座を設けるプランはまだ緒についたばかりだが、具体的にどのように進めていくか、今後、期待をもって見つめている。

5. 環境行動基準の制定

清水 今回、地球環境委員会で環境行動基準を作ろうということになったのは、21世紀を迎えて地球環境問題に対する関心はますます高まっており、商社が地球温暖化、廃棄物処理問題などに適切に対応するには、環境に関



産業廃棄物削減へ配慮した鋼板
〔写真提供：住友商事〕

する行動基準を策定する必要があるとの認識が高まったからである。

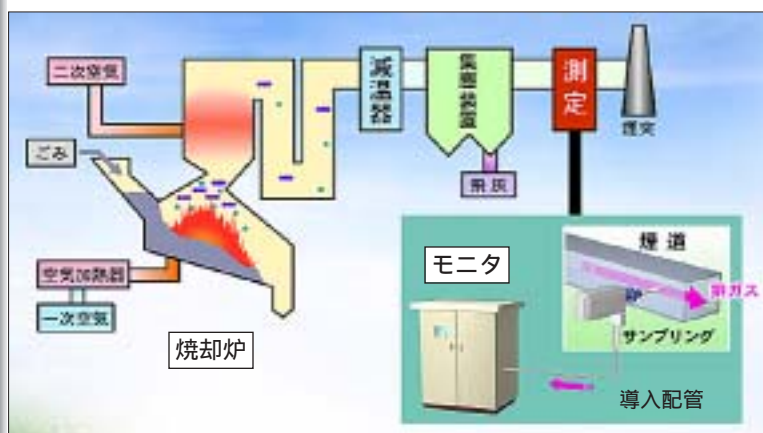
貿易会では、99年に制定した「商社行動基準」において、環境問題への取り組みを“経営の理念と姿勢”と受けとめることを明確にしているが、これをさらに分かりやすい規範とすべく、WG1では各WGにおける検討状況を取り込み、議論を重ねてきた。そして、WGで策定した「環境行動基準」(案)を地球環境委員会での審議を経て、2月14日開催の第273回常任理事会にて機関決定したわけである。

われわれは、この「環境行動基準」を地球環境問題への取り組み指針と位置づけており、地球環境保全、持続的な経済成長維持のために積極的な寄与・貢献を行っていかねればいけないと考えている。

加賀山 環境行動基準の中で一番の眼目と考えるのは、基本理念の後段、「地球環境の健全な維持と経済成長の調和を目指す『持続可能な発展』の実現に向け努力することにより、



バイオマス発電プラント〔写真提供：三井物産〕



ダイオキシン発生量のリアルタイム計測器〔写真提供：日立ハイテクノロジーズ〕

広く社会に貢献する」という部分である。この部分は、貿易会としても積極的にアピールしていただきたい。

また、循環型社会の構築への寄与ということも大きな命題である。ここで、「循環型社会への転換の実現を目指して、積極的取り組みを図る」とあるのは、ビジネスの部分にだけ注力するという意味ではなく、環境行動基準に記載されている基本理念や諸項目の内容を踏まえたうえでビジネスを通じて、商社が行動基準実現に向け努力するというフレーズで捉えたい。

大田原 循環型社会の実現するといった社会的問題の解決にはコストがかかるものである。商社にしる、メーカーにしる、ビジネスを通じてこそこうした社会的問題の解決に寄与できるわけである。そのこと自体は立派な社会貢献であり、胸を張っていいことだと考える。

丸岡 みなさんの会社でも事情は同じだと思うが、当社の場合も「環境行動基準」に盛り込まれているような内容は、環境方針のなかに謳われている。ただ、実際問題としてこういった環境行動基準に沿ってやっていくうえで、現実のビジネスの局面ではまだまだ難しい面がある。環境問題に対する見方ひとつ取ってもNGO的な見方とわれわれ企業の見方に

は多少相いれぬところが当然あるわけで、そういった問題意識を持ったうえで、地球環境の健全な保全と経済成長の調和に貢献していきたいと考えている。

服部 今回の環境行動基準は委員会メンバーの協力の賜物である。行動基準を作った以上は、貿易会メンバー企業がきちんと基準を守

って経営する必要がある。そして貿易会としてはメンバー企業が基準を守れるような仕組みをきちんととっていくことがこれからの課題であろう。

丸岡 この1年、いろいろな視点で議論をし、積みあがってきたものがある。今後そうしたことを踏まえて、十分議論しながら守るべきものは守り、更新すべきものは更新し、拡充すべきものは拡充するということでやっていきたい。

6. 21世紀を迎えて —むすびに代えて

服部 最後に21世紀を迎えてということで、皆さんの思いを語っていただきたい。

清水 私は環境の仕事始めて10年になる。当社では、CIマンスリーという広報誌を出しているが、本年2月号で環境特集を掲載した。これは、当社の地球環境室創設の経緯、当社の地球環境問題への今後のあり方をテーマに取り組んだもので、私の地球環境の10年の関わりが集大成されていて感慨深いものがあった。この5月には3度目の環境報告書も出す予定で、私自身、新たな気持ちで環境問題に取り組んでいきたいと考えている。

1. 基本理念

環境問題は、地球温暖化に代表されるように、その影響が地球的拡がりを持つとともに、人類の存続にも係わるようなグローバルな問題から、廃棄物処理などの地域的な問題までさまざまであるが、それぞれの問題に適切に対応していくことがますます重要になってきている。

我々は、地球環境の健全な維持と経済成長の調和を目指す「持続可能な発展」の実現に向け努力することにより、広く社会に貢献する。

2. 基本方針

我々は、国内外においてさまざまな製品・サービスを提供するとともに、開発事業並びに事業投資活動等を展開している。我々は地球環境の健全な維持に向けて、以下の基本方針を定める。

(1) 経営の基本姿勢

環境問題の重要性を理解・認識し、環境に充分配慮した企業経営を行い、企業倫理の涵養に努める。

(2) 環境関連法規制等の遵守

企業活動にあたり国内外の環境関連法規制等の遵守はもとより、国際ルールや慣行を遵守する。

(3) 地球温暖化対策

地球温暖化が世界的緊急課題であることを認識し、世界の温室効果ガス削減に資するべく積極的な取組みを図る。

(4) 循環型社会の構築への寄与

資源は有限であるとの認識に基づき、循環型社会への転換の実現を目指して、廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルなどの積極的取組みを図る。

(5) 環境管理体制の確立

ISO14001環境マネジメントシステム等を活用し、グループ会社を含めて環境管理体制を確立し、環境問題への的確な対応と未然防止に努める。

(6) 海外展開にあたっての環境配慮

海外事業展開にあたっては、事業を通して当該国の経済発展と地球環境保全の両立、及び国民福祉の向上につながるよう配慮する。

(7) 社会への貢献

国内外にわたり社会との信頼関係を確立し、良き企業市民として社会に対して果たすべき役割を自覚し、我々の特色ある企業形態を活かした環境問題に係わる社会貢献活動を支援、推進する。

加賀山 貿易会の地球環境委員会が新年度に
どういったところに力点を置いて活動してい
くかは議論の余地があるが、全体をまとめて
言うと、環境と経済の両立というのが一番で
ある。具体的には、リスク・マネジメントと
積極的ビジネスを推進することによって、環
境保全、循環型社会の構築に寄与することが
われわれの使命と言える。しかもこの両輪が
バランスよく回っていくことが大事なわけで、
自分たちのやっていることを常に見直しつつ、
リスク・マネジメント・システムのレベルア
ップを図るとともに、ビジネスを通じて環境
保全を標榜する企業として相応しい企業に成
長していくことが重要なのではないだろうか。

栗原 われわれ商社およびグループ事業全体
に求められているのは、環境保全、社会性、
それに倫理性である。今回の環境行動基準に
はこれらの要素がすべて盛り込まれていると

考えるので、今後はいかにして実践してい
くべきかが重要なのだが、まずは確実に実践し
ていけるテーマから取り組んでいけばいいの
ではないだろうか。

服部 まさにその通りで、貿易会として環境
行動基準を作り、これからそれに沿って事業
活動を展開していこうとの声を出した以上、
それぞれの項目についてメンバー各社が独自
の形で取り組んでいく必要がある。地球環境
委員会としては各社の具体的な取り組みを支
援するために、継続して活動することになっ
ている法規制の遵守、京都議定書の問題、社
会貢献への取り組みをはじめ、今年度は特に
取り組まなかった循環型社会問題、海外展開
の環境配慮についても委員会できちっと整理
して、新年度の活動として考えていきたい。

本日はありがとうございました。

(3月6日、日本貿易会会議室にて開催) 〇〇

発刊のお知らせ

報告書『環境への取組み—21世紀を迎えて—』

日本貿易会の2001年度重点取組みの一つ。
「地球環境委員会」の活動年次報告。

主な内容

商社環境行動基準
環境法規制と商社活動
社会貢献のあり方
リスクマネジメントの研究
京都メカニズムへの対応
環境保全に関する貿易業界の自主行動計画 01

頒布価格は無料(送料実費:1冊240円、2冊390円、3冊580円分の
切手を同封の上、下記宛お申し込みください)



問い合わせ / 申し込み先

〒105-6106 港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル6階

(社)日本貿易会 企画グループ(hiroshi.tauchi@jftc.or.jp 電話03-3435-5968)